

令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き



★提出前に次の確認をお願いします★

- 耐用年数は抜けていませんか？
- 耐用年数が1年の資産を申告していませんか？
- 特例適用の必要書類は添付されていますか？
- 電話番号は抜けていませんか？

提出期限 令和6年1月31日(水)

期限間近は窓口が混雑します。1月22日(月)までに

ご提出いただきますようご協力をお願いします。

- ★ 償却資産をお持ちでない場合や、廃業・転出・休業等の場合は申告書の備考欄にその旨を記載してご提出ください。
- ★ 切手貼付済返信用封筒の添付がない場合、申告書(控用)の返送は致しかねます。また、料金不足の場合、料金不足分受取人払で返送いたします。
- ★ 正当な理由がなく申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合については、地方税法第385条、第386条、松阪市税条例第75条による罰則の適用がある他、延滞金を加算して不足額を追徴することがあります。
- ★ 「申告すべき資産を申告していなかった」または、「すでに廃棄した資産の減少を申告していなかった」など、申告内容に漏れがあったことに気がついた際は、取得・減少の時期に遡って修正申告をお願いいたします。

松 阪 市

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/>

目 次

I 償却資産とは	
1 償却資産とは	1
2 償却資産の例	1
II 申告に際して	
1 申告していただく方	2
2 申告対象の資産	2
3 申告対象外の資産	3
4 業種別の主な償却資産	4
5 資産種類ごとの主な償却資産	5
6 建物附属設備における償却資産と家屋の区分	5
7 国税との主な違い	7
III 課税標準の特例等	
1 課税標準の特例を受ける償却資産	8
2 非課税となる資産	9
3 その他の優遇措置	9
IV 計算のしかた	
1 評価額の計算方法	10
2 価格の決定	11
3 税額の計算方法	11
4 免税点	11
5 納期	11
V 申告時の注意事項	
1 書類の名称と注意事項	12
2 申告書の提出先	12
3 転出・廃業等に際してのお願い	13
4 虚偽の申告及び不申告について	13
5 実地調査協力をお願い	13
6 申告漏れについて	13
VI 申告書及び種類別明細書の書き方	
1 償却資産申告書の記載方法	14・15
2 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法	16・17
VII よくある質問	18・19
別表 1 主な償却資産の耐用年数表	20
お知らせ（eLTAXについて）	21

I 償却資産とは

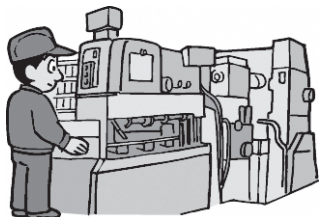
1. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品などを償却資産といい、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車などは課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2. 償却資産の例



機械



看板



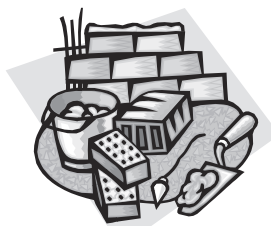
重機



パソコン



駐車場等の舗装路面



外構工事

【小型特殊自動車の場合】
固定資産税（償却資産）は課税されませんので、申告は不要です。

【大型特殊自動車の場合】
固定資産税（償却資産）が課税されますので、**申告が必要**です。

※詳しくはP4~6をご覧ください。

Ⅱ 申告に際して

1. 申告していただく方

令和 6 年 1 月 1 日現在、松阪市内に償却資産を所有されている方が申告対象者です。工場や商店の経営、駐車場やアパートを貸し付けているなどの事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、毎年 1 月 1 日現在の所有状況を申告してください。（地方税法第 383 条）

※償却資産を所有されていない方は備考欄に「対象資産なし」、昨年と変更がない方は「増減無し」にし点を記入のうえご提出ください。

※申告書の書き方については P14~17 を参照してください。

2. 申告対象の資産

令和 6 年 1 月 1 日現在事業の用に供することができる資産のうち、土地及び家屋以外の有形の減価償却資産で、おおむね次のような資産をいいます。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となる資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 決算期以外に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- (4) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (5) 償却済み資産（税務会計上、減価償却が終わっている資産）
- (6) 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- (7) 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- (8) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当）

リース資産について

リース契約の内容により取り扱いが変わります。

- (1) 一般的な賃貸借契約

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、貸主が申告してください。

- (2) 所有権留保付割賦販売契約（所有権移転ファイナンスリース）

リース期間中は資産の所有権を貸主にとどめておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転する場合には、原則として借主が申告してください。

※取り扱いが不明な場合は契約書をご確認ください。

※法人税法第 64 条の 2、所得税法第 67 条の 2 に規定するリース資産で取得価格が 20 万円未満の資産は申告の必要はありません。

テナントが施工した内装などについて

テナント（賃貸ビルなどを借り受けて事業をしている方）が、自分の費用で内装や家屋の附帯設備を施工している場合、それらの資産についてはテナントが償却資産として申告をしてください。

具体的には次のようなものがあります。

- (1) 内装…天井・床・内部・外部仕上げ、建具、間仕切り、その他工事
- (2) 附帯設備…電気・ガス・給排水・衛生・空調・運搬設備、その他設備

3. 申告対象外の資産

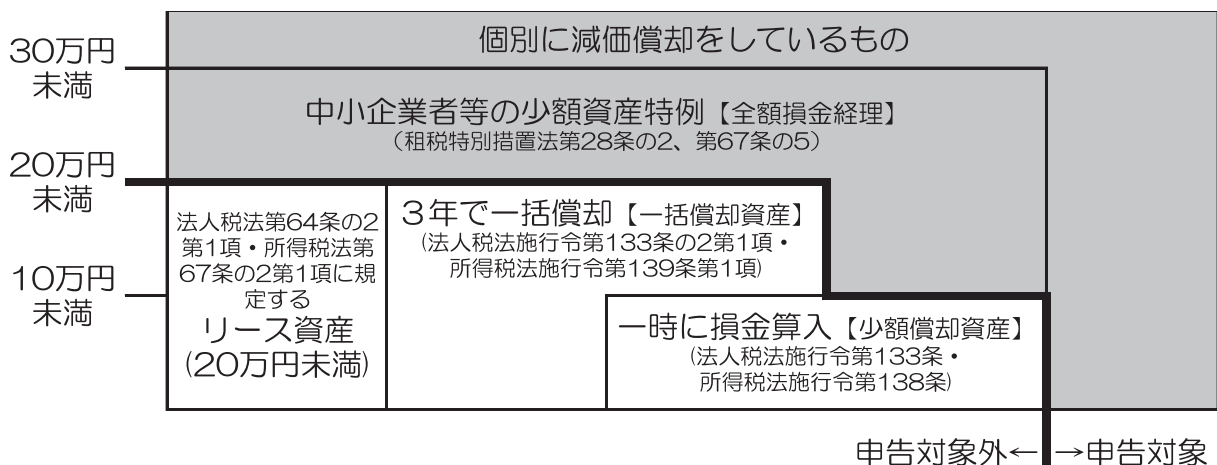
次のような資産は課税の対象外のため、申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- (2) 生物（ただし、観賞などに使用する場合は申告対象）
- (3) 無形減価償却資産（特許権・意匠権・ソフトウェアなど）、電話加入権
- (4) 繰延資産（開業費など）
- (5) 書画・骨董（ただし、原則 100 万円未満のものは申告対象）
- (6) 商品・貯蔵品
- (7) 耐用年数 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの【少額償却資産】
- (8) 取得価額が 20 万円未満の資産で、税務会計上 3 年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの【一括償却資産】

※ 租税特別措置法の規定による少額減価償却資産（取得価額 30 万円未満）の損金算入の特例は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は償却資産（固定資産税）の申告の対象となります。【全額損金経理】

※ 上記（7）（8）の償却方法について、令和 4 年 4 月 1 日以降に取得した資産の内、貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は、償却資産申告対象になります。

申告対象一覧



4. 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
各業種 共通のもの	机・椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、タイムレコーダー、コピー機、エアコン、金庫、看板、テレビ、パソコン、舗装路面等
飲食店	接客用家具、厨房用品、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、カラオケ等
小売店	陳列ケース、ショーケース、冷蔵ストッカー、冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機等
理容・美容業 ネイルサロン・ エステサロン等	理容・美容椅子、洗面設備、サインポール、ドライヤー、レジスター、タオル蒸器、パーマ器、エステ機器、施術用机・椅子等
クリーニング 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン等
建設業	大型特殊自動車、ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、構内舗装、大型特殊自動車、貯水設備、福利厚生設備等
病院・診療所	各種医療機器、ベッド、介護用ベッド、手術台、給食用厨房設備、各種キャビネット、レジスター、広告塔、薬品戸棚、冷蔵庫等
不動産賃貸業 アパート	屋外の給排水・ガス設備、門、塀、庭園、駐車場舗装、Wi-Fi設備 中央監視装置、発電設備、消火器、側溝、フェンス、 立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、駐輪場、集合郵便受け等
ガソリン スタンド	地下タンク、ガソリン計量器、リフト、洗車機、独立キャノピー、自動販売機、消火器、構内舗装、コンプレッサー、充電器等
娯楽業	パチンコ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場用設備等
農業	ビニールハウス、田植機、コンバイン、トラクターなどの農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、温度管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具
漁業	漁船、GPS、巻上機、漁網、いけす等

5. 資産種類ごとの主な償却資産

種類	内 容
第1種 構築物	門・塀、煙突、庭園、舗装路面、看板（広告塔等）、発電設備、外構、内装、屋外の給排水設備、緑化施設、外灯、建物附属設備等
第2種 機械及び装置	太陽光発電設備、各種製造設備等の機械及び装置、大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09」「000～099」）等
第3種 船 舶	漁船、ボート、遊覧船、はしけ等
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種 車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99」「900～999」）、各種運搬車等 ※自動車税・軽自動車税の課税対象を除く
第6種 工具器具及び備品	机・椅子、パソコン、テレビ、冷蔵庫、陳列ケース、レジスター、コピー機、マネキン人形、ネオン灯、医療器具、厨房用品、エアコン、看板、通信機器、自動販売機、作業工具、切削工具、理容・美容器具、歯科診療ユニット、音響機器、電気ガス機器、じゅうたん、カーテン等

6. 建物附属設備における償却資産と家屋の区分

建物附属設備とは、電気設備、空調設備、衛生設備、給排水設備、ガス設備、消火設備、運搬設備など、家屋と一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税においては、建物附属設備を償却資産と家屋に区分して評価します。

（1）償却資産として申告が必要なもの

簡単に取り外しが可能な程度に家屋へ取り付けられたもの。または、独立した機器としての性格の強いもの。

（2）償却資産として申告が不要なもの（家屋に含め評価するもの）

家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となって効用を発揮し、家屋の効用を高めるもの。

ただし、家屋の所有者と異なる方（賃借人など）が付加施工した内装や建築設備については、償却資産として取り扱います。（P3 テナントが施工した内装などについて」参照）

建物附属設備における償却資産と家屋の区分表

区分	償却資産とするもの	家屋とするもの
電気設備		
照明設備	屋外照明設備、ネオンサイン、スポットライト、投光器、電気スタンド、電光ニュース等	屋内照明設備の配線、照明器具
予備電源設備	蓄電池、発電機設備、非常用発電機	—
受変電設備	設備一式	—
中央監視制御設備	設備一式	—
電話設備	電話機、交換機等	配線及び配管
拡声設備	マイクロホン、スピーカー、拡声機等	配線及び配管
インターホン設備	—	インターホン設備一式
電気時計設備	時計、配電盤等の機器	配線及び配管
空調設備	パッケージエアコン、ルームエアコン、扇風機、ボイラー独立煙突及び煙道を取り付けた冷暖房全装置等	家屋と一体となって取り付けられている冷暖房設備（新築と同時に取り付けられたもの）
衛生設備	洗濯機、脱水機、釜、ボイラー独立煙突、モーターポンプ、浄化槽設備一式（家屋と構造上一体となっていないもの）等	浴槽、便所、水洗設備、浄化槽設備一式（家屋と一体となっているもの）等
給排水設備	屋外に敷設された設備、独立した給水塔、生産事業用給排水設備等	屋内に敷設された設備、高架水槽、圧力水槽等
ガス設備	メーターまでの屋外配管・メーター	屋内配管・バルブ
消火設備	消火器、ホース及びノズル等	消火栓設備、スプリンクラー、ドレンチャー等
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置、ホイスト、クレーン、気送子等	エレベーター、エスカレーター等
店舗及び事業用造作設備	カウンター、陳列棚、ショーウィンドー、鏡、間仕切り等で床・壁又は家屋の一部と接着して容易に取り外しのできるもの	家屋と一体となっていて家屋の価値を高めるもの
その他の設備	集合郵便受け、夜間金庫、屋外の焼却炉、避難器具、袖看板、監視カメラ等	自動扉等

※太陽光発電設備は、収益を得ることを目的としているものは償却資産に区分されます。

お持ちの設備がどちらに区分されるか不明な場合は、市役所までお問い合わせください。

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によるとは限りませんのでご注意ください。

7. 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）	国 税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 （ただし、減価率は固定資産 評価基準別表第15に定める 減価率（「旧定率法」の 償却率と同じ率）を適用）	○定額法・定率法の選択制 ○建物並びにH28.4.1以降に取得された建物附属設備及び構築物（鉱業用の資産を除く）は定額法のみ ○定率法を選択した場合 ・H24.4.1以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 ・H19.4.1からH24.3.31までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 ・H19.3.31以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（2分の1）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	認められません	認められます
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価する）	原則区分評価

1. 増加償却について

法人税法施行令第 60 条または所得税法施行令第 133 条の規定により増加償却をしている場合は、税務署長へ届け出た書類の写しを添付してください。

2. 特別償却または圧縮記帳について

租税特別措置法に基づく特別償却や、資産を取得する際に圧縮額を損金に算入した場合の圧縮記帳の制度は認められませんのでご注意ください。

3. 短縮耐用年数について

法人税法施行令第 57 条第 1 項または所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により短縮耐用年数を適用している場合は、国税局長が承認した通知書の写しを添付してください。

Ⅲ 課税標準の特例等

1. 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

特例資産を新たに取得された方や、新たに特例を適用する資産をお持ちの方は、種類別明細書の「課税標準の特例」欄に適用コードと率を記載いただき、特例内容に係る資料（写）のご提出をお願いいたします。

※添付書類の提出がないと特例の適用ができない場合があります。なお、添付書類については、課税標準の特例適用を初めて受ける場合のみ必要で、2年目以降は不要です。

課税標準の特例の対象となる主な償却資産の例

根拠規定		対象資産	特例課税率	コード	添付書類（全て写）
法第349条の3	第2項	一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する資産	最初の5年間 1/3 その後5年間 2/3	03	ガス事業法に基づき経済産業大臣が交付した許可証
	第3項	農業協同組合等の共同利用に供する機械及び装置	最初の3年間 1/2	41	政府の補助金、貸付等の申請書、法定通知書
法附則第15条	第2項第1号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設	取得期間によって異なりますので、お問合せください。		特定施設設置（使用、変更）届出書
	第2項第2号	ごみ処理施設	1/2	72	一般廃棄物処理施設設置許可申請書
	第2項第5号	下水道法による公共下水道を使用する者が設置した除害施設	4/5	未定	除外施設の新設届出書
	旧第33項	再生可能エネルギー発電設備 （H30.4.1～R2.3.31 取得のもの）※1	種類・規模によって異なりますので、お問合せください。 （太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）		[太陽光発電設備の場合]※2 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金決定通知書、設置状況がわかる図面等
	旧第27項	再生可能エネルギー発電設備 （R2.4.1～R4.3.31 取得のもの）※1			
第26項	再生可能エネルギー発電設備 （R4.4.1～R6.3.31 取得のもの）※1				

根拠規定	対象資産	特例課税率	コード	添付書類（全て写）
法附則第15条第45項	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産（従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載している場合） （R5.4.1～R6.3.31認定・取得のもの） ※3	最初の5年間 1/3	76 ※4	認定先端設備等導入計画（申請書）、認定書、認定経営革新等支援機関による投資計画の確認書、賃上げ方針の表明による特例を受ける場合、従業員への賃上げ方針の表明を証する書面が必要です。 リース会社の場合、別途書類が必要です。 （事前に計画の認定が必要です）
	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産（従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載している場合） （R6.4.1～R7.3.31認定・取得のもの） ※3	最初の4年間 1/3	未定 ※4	
	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産（従業員に対する賃上げ方針の表明をしていない場合） （R5.4.1～R7.3.31認定・取得のもの） ※3	最初の3年間 1/2	75 ※4	
法附則第64条	認定先端設備等導入計画に従って取得した資産 （先端設備等導入計画の認定～R5.3.31取得のもの）※3	最初の3年間 ゼロ	78 ※4	認定先端設備等導入計画（申請書）、認定書、工業会等による仕様等証明書等リース会社の場合、別途書類が必要です。 （事前に計画の認定が必要です）

※1 取得とは、事業の用に供することができる状態となった時期を指します。

※2 平成28年4月1日以降の取得分について、固定価格買取制度（FIT）を受けた設備は対象外となります。

※3 先端設備等導入計画の認定を受けるにあたって必要な手続きは、松阪市産業支援センター（松阪市日野町788 カリヨンプラザ1階・0598-25-6520）へお問い合わせください。

※4 R3.3.31以前に取得した場合は、コードが異なりますのでお問い合わせください。

2. 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。非課税申告書の提出などの手続きがございますので、資産税課へお問い合わせください。

3. その他の優遇措置

松阪市における固定資産税の優遇措置

半島振興法による不均一課税、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、地域未来投資促進法による課税免除など、要件を満たせば受けられる固定資産税の優遇措置があります。詳細は資産税課へお問い合わせください。

IV 計算のしかた

1. 評価額の計算方法

- (1) 申告していただいた資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
 (2) 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。
 評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

〔減価残存率表〕 (これは固定資産税に係る残存率表です。)

区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
—	—	—	21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※固定資産評価基準別表第15の耐用年数に応ずる。

【例えば】 取得価額 250,000 円、取得時期令和 5 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中取得のものの減価残存率……0.781)

(耐用年数 4 年、前年前取得のものの減価残存率……0.562)

令和 6 年度 = 250,000 円 × 0.781 = 195,250 円

令和 7 年度 = 195,250 円 × 0.562 = 109,730 円

令和 8 年度 = 109,730 円 × 0.562 = 61,668 円

令和 9 年度 = 61,668 円 × 0.562 = 34,657 円

令和 10 年度 = 34,657 円 × 0.562 = 19,477 円

令和 11 年度 = 19,477 円 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※令和 11 年度で算出額が取得価額の 5% (12,500 円) より小さくなりますので、以降 12,500 円で評価されます。

2. 価格の決定

個々の資産について算出した評価額の合計額が決定価額となり、それを課税標準額として課税します。特例適用資産がある場合は、特例による軽減後の額が課税標準額となります。

3. 税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額※} \\ \hline \text{(1,000 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

※課税標準額とは松阪市内に所在する資産の価格の合計です。

4. 免税点

課税標準額が 150 万円未満の場合は課税されませんが、申告は必要です。

5. 納期

年税額は 4 回の納期 (4 月、7 月、12 月、翌年の 2 月) に分けて納めていただくこととなります。

V 申告時の注意事項

1. 書類の名称と注意事項

区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月2日以降新たに事業を開始された方 全資産申告をお願いした方 電算申告をされる方 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年1月1日現在所有している全資産 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度償却資産申告書 ○種類別明細書（増加資産・全資産用）
増加・減少資産申告	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月2日以降資産の増加・減少のあった方 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加及び減少した資産 令和5年1月1日以前に取得した資産で申告漏れ等があった資産 	<ul style="list-style-type: none"> ※申告漏れ資産がある場合、取得された翌年度からの修正申告が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年1月2日以降資産の増加・減少のなかった方 		<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度償却資産申告書（備考欄の増減の有無『□無し』にし点を入れてください。）

提出期限は令和6年1月31日（水）となっておりますが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、できるだけ **1月22日（月）** までにご提出いただきますようご協力をお願いします。

※償却資産申告書には **マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載が必要です**。本人確認書類についてはP19をご確認ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や eLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認書類の提示・添付は不要です。

2. 申告書の提出先

松阪市役所資産税課または各地域振興局地域住民課にご提出ください。（申告書の提出先及びお問い合わせ先の一覧表は裏表紙に記載してあります。）

なお、申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、返送先を明記し **切手を貼付した返信用封筒を必ず同封してください**。

（封筒が同封されていない、または、封筒に切手の貼付がない場合は、返送いたしかねます。また、貼付されている切手で料金が不足する見込みの場合は、料金不足分受取人払で発送します。）

3. 転出・廃業等に際してのお願い

転出・廃業等により申告すべき資産が本市内に無くなった場合には、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

4. 虚偽の申告及び不申告について

正当な理由がなく申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合については、地方税法第 385 条、第 386 条、松阪市税条例第 75 条による罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足額を追徴することがありますので、期限までに必ず申告してください。

5. 実地調査協力のお願い

地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づき、実地調査を行うことがあります。その際は、参考資料（※）の提出や担当者の立会い等のご協力をお願いします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

なお、上述の調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく、資産の取得時期に応じて遡及することがありますので、あらかじめご承知おきください。

※貸借対照表や減価償却明細書（固定資産台帳）の写しなど

6. 申告漏れについて

申告すべき資産を申告していなかった、または、すでに廃棄した資産の減少を申告していなかったなど、申告内容に漏れがあったことに気がついた際は、取得・減少の時期に遡って（※）修正申告をお願いいたします。具体的な申告方法については、お問い合わせください。

※例えば、令和 3 年に取得・減少した資産の申告漏れがあった場合、令和 4 年度申告以降の修正申告が必要になります。

決算期の関係で、前年の 4 月以降に取得した資産（令和 6 年度申告の場合、令和 5 年 4 月以降に取得した資産）の申告漏れが例年多く見受けられます。申告漏れの場合は、過年度に遡って修正していただくことになりますので、把握された時点で修正申告するなど正しい申告にご協力ください。

VI 申告書及び種類別明細書の書き方

1. 償却資産申告書の記載方法

各項目の内容を記載してください。

新たに申告する資産がない場合は、各項目の内容を記載していただいた上で、18 [備考欄] の「無し」にチェックをして提出してください。

該当する資産がない場合は、18 [備考欄] に「対象資産なし」と記載して提出してください。

1 [住所]

印字された郵便番号・住所等に訂正・変更がある場合は、二重線で抹消し訂正してください。電話番号の記載もお願いします。※申告書には、原則「申告書の送付先」が印字してあります。※法人の場合は「本社の住所」を記載してください。

2 [氏名]

印字された氏名（法人名）に変更・訂正がある場合は二重線で抹消し訂正してください。

様式の変更に伴い、押印が不要となりました。

取得価額

(イ) 前年度までの申告に基づいた資産の取得価額を種類別に合計して記載してあります。

(ロ) 令和5年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ハ) 令和5年中に増加した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

(ニ) (イ)-(ロ)+(ハ)にて算出した取得価額の合計を種類別に記載してください。

3 [個人番号又は法人番号]

個人の方は12桁の個人番号を、法人の場合は13桁の法人番号を記載してください。

4 [事業種目]

事業内容を具体的に記載してください。法人の場合、資本金又は出資金の金額も記載してください。

5 [事業開始年月]

個人の場合は事業の開始年月、法人の場合は、当該法人設立年月を記載してください。

6 [この申告に回答する者の係及び氏名]

この申告について直接回答される方を記載してください。

7 [税理士等の氏名]

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

8~14 [短縮耐用年数の承認] 等

それぞれ該当する方を○で囲んでください。なお、8~10 について「有」とした場合は、関係書類を添付してください(11 については P8「課税標準の特例等」をご覧ください)。

15 [市(区)町村内における事業所等資産の所在地]

資産所在地を記載してください。太陽光発電設備を設置された場合は設置場所を記載してください。

16 [借用資産]

リース資産の有無について記載してください。リース資産がある場合には、リース会社の住所・名称等を記載してください。

17 [事業所用家屋の所有区分]

所有区分について該当する方を○で囲んでください。

18 [備考]

「資産の増減の有無」の該当の箇所にし点を入れていただき、次のような事項を記載してください。

- 添付した書類の名称
- 申告書の送付先を住所地以外に指定する場合

- 償却資産をお持ちでない場合や廃業、転出等により当市内において申告する償却資産がなくなった場合

(例) 令和5年11月30日支店閉鎖のため資産なし

- 前年中に所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧名称等

- その他この申告に必要な事項

令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和6年1月10日 (宛先) 松阪市長

※所有者コード 60 99999999

1 住所	515-0073 三重県松阪市殿町1340番地 (電話 0598-53-4033)	3 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名	松阪 株式会社 様 代表取締役 松阪 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額)	機械製造業 (50 百万円)	9 増加償却の届出	有・無
5 事業開始年月	S50年1月	6 この申告に回答する者の係及び氏名	松阪 次郎 (電話 0598-53-4036)	10 非課税該当資産	有・無
7 税理士等の氏名	殿町会計事務所 (電話 0598-53-4038)	7 税理士等の氏名	殿町会計事務所 (電話 0598-53-4038)	11 課税標準の特例	有・無
資産の種類別取得価額		取得価額		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	
1 構築物	前年取得 (イ) 2,000,000 円	前年減少 (ロ) 0 円	前年取得 (ハ) 400,000 円	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	2,400,000 円
2 機械及び装置	700,000 円	0 円	7,000,000 円		7,700,000 円
3 船舶	0 円	0 円	0 円		0 円
4 航空機	0 円	0 円	0 円		0 円
5 車両及び運搬具	116,250 円	116,250 円	900,000 円		900,000 円
6 工具、器具及び備品	1,300,000 円	200,000 円	5,120,000 円		6,220,000 円
7 合計	4,116,250 円	316,250 円	13,420,000 円		17,220,000 円
資産の種類別評価額		評価額		16 借用資産 (有) 松阪市〇〇町△△番地 マツサカリース株式会社	
1 構築物	2,000,000 円	2,000,000 円	2,400,000 円	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家	
2 機械及び装置	700,000 円	700,000 円	7,700,000 円	18 備考 (添付書類等) 資産の変更および増減の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し	
3 船舶	0 円	0 円	0 円	課税標準の特例 (認定先端設備等導入計画に従って取得した資産)の添付書類有。	
4 航空機	0 円	0 円	0 円		
5 車両及び運搬具	116,250 円	116,250 円	900,000 円		
6 工具、器具及び備品	1,300,000 円	200,000 円	5,120,000 円		
7 合計	4,116,250 円	316,250 円	13,420,000 円		

評価額・決定価格・課税標準額

記載する必要はありません。自社(企業)電算処理方式により申告される場合は記入してください。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

この種類別明細書には、令和5年1月1日現在の所有する全資産が記載されています。
 資産が増加した場合は明細書の余白に記載例にならって記載してください。
 資産が減少した場合は横線で抹消してください。

- 「資産の種類」
- 1 = 構築物
 - 2 = 機械及び装置
 - 3 = 船舶
 - 4 = 航空機
 - 5 = 車両及び運搬具
 - 6 = 工具、器具及び備品

「取得価額」
 消費税の取扱いについて

- ・ 税抜経理方式 ⇒ 消費税を含まない額
- ・ 税込経理方式 ⇒ 消費税を含んだ額

「耐用年数」
 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）の耐用年数を記載してください。
 中古資産については、見積耐用年数によっている場合は、その耐用年数を記載してください。
 短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記載し、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

資産が減少した場合
 該当の資産に線を引いてください。

資産の種類を変更する場合
 該当資産に線を引いたあと、修正後の資産を新たに記載してください。

書き損じなどがあつた場合は、修正箇所を線で抹消し、正しい名称・金額等を記載してください。

減価残存率・価額・課税標準額
 自社（企業）電算処理方式により申告される場合のみ記載してください。

資産の項目を修正する場合
 印字されている該当の資産の修正箇所を線で抹消し、その上に修正後の名称又は数字を記載してください。

「課税標準の特例」
 課税標準の特例を受けられる資産について、8、9ページ記載のコードと率を記載してください。率の記載方法は以下のとおりです。
 （率の記載例）ゼロ⇒001
 1/2⇒102

「摘要」
 ①課税標準の特例がある資産について、その適用条項について記載してください。
 （例）法附則第15条
 （法附則15など、略しても可）
 平成20年1月1日以前に取得した機械及び装置について、その改正前の耐用年数。
 （例）改正前10年
 ②その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項
 （例）申告もれ
 ○○市からの受入れ
 耐用年数の変更

令和6年度		種類別明細書 (増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち							
所有者コード												松阪株式会社		1 枚目							
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)				耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)				課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月	十位	百万	千	円			十位	百万	千	円				
01	1	1	駐車場工事	1	S	62	07	2	000	000	1	5	0.	100	000			1-2 3-4	5%		
02	2	1	バックホー	1	H	18	06	700	000		5	0.	35	000			1-2 3-4	5%			
03	5	1	フォークリフト	1	S	63	11	116	250		4	0.	5	812			1-2 3-4	5%			
04	6	1	パソコン	2	H	25	03	200	000	300	000	4	0.	15	000			1-2 3-4	5%		
05	6	2	絵画	1	H	29	12	900	000		8	0.750	140	157			1-2 3-4				
06	6	3	看板	1	R	4	12	100	000		3	0.464	33	964			1-2 3-4	資産種類変更			
07	1		看板	1	R	4	12	100	000		3	0.					1-2 3-4				
08	1		フェンス	10	R	5	4	300	000		10	0.					①-2 3-4				
09	2		太陽光発電設備	1	R	5	6	7	000	000	17	0.					①-2 3-4				
10	5		フォークリフト	1	R	5	9	900	000		4	0.					①-2 3-4				
11	6		エアコン	1	R	5	11	120	000		6	0.					①-2 3-4				
12	6		レーザースキャナ	1	R	5	12	5	000	000	5	0.			102	75	①-2 3-4	法附則15			
13												0.					1-2 3-4				
14												0.					1-2 3-4				
15												0.					1-2 3-4				
16												0.					1-2 3-4				
17												0.					1-2 3-4				
18												0.					1-2 3-4				
小計												0.									

注 注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

Ⅶ よくある質問

①申告の必要の有無について

Q. 事業を令和5年中に廃業していますが、申告の必要はありますか？

A. 廃業されたことと、廃業の年月日（時期）を備考欄に記載していただき、ご提出をお願いします。

Q. 事業は行っていますが、対象資産がない場合は申告の必要はありますか？

A. 備考欄に「対象資産なし」と記載して申告してください。リース資産がある場合は、申告書「16借用資産」にリース元（貸主）を記載してください。

（事業で使われている机、椅子、パソコンなども対象資産となります。P4をご覧ください。）

Q. 利益が出ていない、赤字の事業でも申告は必要ですか？

A. 申告していただく必要があります。固定資産税は所有されている資産の価値に応じ納めていただく税金ですので、事業で利益がでているかどうかにかかわらず課税の対象となります。

②申告する資産の範囲

Q. 耐用年数を過ぎた古い資産が明細書に載っていますが、どうしてでしょうか？

A. 税務計算上、減価償却を終えている（耐用年数を過ぎている）償却資産も、事業の用に供することができる（将来使用することができる）資産については、課税の対象となります。国税との違いについては、P7をご覧ください。

廃棄同様の状態にある電子機器など、明らかに使用することができない資産については減少の申告をしてください。

Q. 事業に使わなくなった資産がありますが、減少の申告をしてよいのでしょうか？

A. 1月1日現在使用していない資産であっても、「将来使おうと思えば使うことのできる状態にある資産」は減少の対象とはなりません。

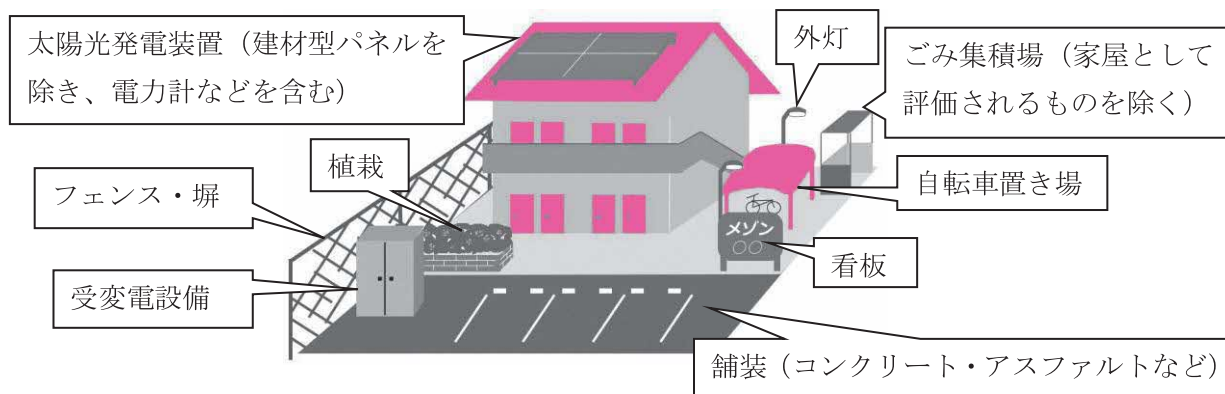
Q. 令和6年1月15日に資産を売却しました。その資産について減少の申告をしてよいのでしょうか？

A. 令和6年度の固定資産税は、令和6年1月1日の所有状況に基づき課税を行います。ご質問の場合、令和6年1月1日は売主の方が資産を所有していますので、令和6年度の申告では減少の対象となりません。

なお、年の途中で売買等により所有者に変更があっても、納税義務者は変更されません。

Q. 新築アパートの家屋調査の際、償却資産の申告が必要といわれましたが、どのようなものが対象でしょうか？

A. 下図のような資産が申告の対象となります。(P4 もご参照ください)



③課税について

Q. 毎年申告をしているのに、納税通知書が届きません。どうしてでしょうか？

A. 課税標準額が免税点（償却資産は 150 万円）未満の場合は課税されず、土地・家屋でも課税がない場合、納税通知書はお送りしていません。免税点未満で税金がかからない場合でも、申告の必要はありますので、今後も申告してください。

④その他

Q. 申告書に「個人番号又は法人番号」という欄がありますが、添付書類は必要でしょうか？

A. 個人番号については、本人が提出する場合は、「①番号確認書類」と「②身元確認書類」をご提示ください。代理人が提出する場合は、「①本人の番号確認書類」と「③代理人の身元確認書類」と「④代理権確認書類」をご提示ください。

郵送で提出する場合、いずれも各書類の写しをお送りください。

なお、法人番号については身元確認書類の提示・添付は不要です。

本人確認書類の例

①番号確認書類…マイナンバーカード（裏面）、番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し

②身元確認書類…マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等

③代理人の身元確認書類…マイナンバーカード（表面）、運転免許証、税理士証票等

④代理権確認書類…委任状（税務代理権限証書等）、戸籍謄本等

※代理人が申告書を提出する際、「①本人の番号確認書類」としてマイナンバーカードの原本を持参いただいた場合、「④代理権確認書類」は不要となります。

本人確認書類の例について詳しくはホームページをご覧ください。

別表1 主な償却資産の耐用年数表

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第1、別表第2より抜粋)

○第1種 構築物

舗装路面	コンクリート	15年
	アスファルト	10年
門・塀、焼却炉	コンクリートブロック造	15年
フェンス	れんが造	25年
	木造、金属製	10年
下水道・側溝	コンクリート造	15年
冷暖房・通風又はボイラー設備	冷房出力22kw以下	13年
	その他	15年
広告塔	金属製	20年
野立看板	その他	10年
アーケード	金属製	15年
日よけ	その他	8年
屋外の給排水・衛生及びガス設備		15年
電気・照明設備 (家屋の評価に含まれないもの)		15年
消火、排煙又は災害報知設備		8年
緑化施設・庭園(工場緑化施設を除く)		20年
工場緑化施設		7年

○第2種 機械及び装置

食料品製造業用設備	10年
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10年
デジタル印刷システム設備	4年
製本業用設備	7年
ゴム製品製造業用設備	9年
窯業又は土石製品製造業用設備	9年
金属加工機械製造設備	9年
電気機械器具製造業用設備	7年
輸送用機械器具製造業用設備	9年
農業用設備	7年
総合工事業用設備	6年
飲食料品卸売業用設備	10年
ガソリン又は液化ガススタンド設備	8年
宿泊業用設備	10年
飲食店用設備	8年
洗濯業、理容業、美容業または浴場業用設備	13年
自動車整備業用設備	15年
機械式駐車設備	10年
太陽光発電設備	17年

○第3種 船舶

漁船(500t未満の鋼船)	9年
漁船(FRP)	7年
モーターボート	4年
ボート・ヨット	5年

○第5種 車両及び運搬具

フォークリフト	4年
自転車	2年
台車金属製	7年

○第6種 工具・器具及び備品

机・椅子及びキャビネット	金属製	15年
	その他	8年
応接セット	接客業用	5年
	その他	8年
陳列棚及び陳列ケース	冷凍又は冷蔵機能付	6年
	その他	8年
コンピューター	サーバー用	5年
	その他	4年
レジスター、複写機、ファクシミリ及びその他の事務機器		5年
テレビ、ビデオその他の音響機器		5年
冷房用又は暖房用機器		6年
冷蔵庫、洗濯機等の電気ガス機器		6年
厨房用品		5年
時計		10年
カメラ、映写機		5年
電話設備その他の通信機器		10年
理容・美容機器		5年
ベッド		8年
看板、ネオンサイン		3年
金庫		20年
自動販売機・無人駐車管理装置		5年
カーテン・座布団・寝具等繊維製品		3年
消毒殺菌用機器・AED		4年
ハブ・ルーター・LANボード		10年
調剤機器		6年
光学検査機器	ファイバースコープ	6年
	その他	8年
歯科診療用ユニット		7年
レントゲン		6年
パチンコ器		2年
楽器		5年
測定工具、検査工具		5年
治具、取付工具、漁具		3年
シート、ロープ		2年
金型、鋳型、切削工具		2年
ロール	金属圧延用	4年
	その他	3年
室内装飾品	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年

※機械及び装置は、法人の業種により判定するのではなく、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定することとなっています。

お知らせ

松阪市の償却資産の申告で **eLTAX** を利用して電子申告ができます！

eLTAXとは、インターネットを利用して地方税に関する手続きを電子的に行うシステムです。

詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

締め切り直前は、混雑が予想されますので、お早めにご申告ください。

また、申告中にエラー等が発生した際は、資産税課までお問合わせいただくか、備考欄に「申告中にエラーが発生したため再送」と記して、日を改めて再送してください。

電子申告のため、今後申告書等が不要の方は、ご連絡ください。

〒515-8515
三重県松阪市殿町 1340 番地 1

松阪市役所 総務部 資産税課 行

償却資産申告書在中



申告書を郵送される場合の宛先としてご利用ください。

★eLTAX および自社電算による申告をされる方へ

申告に際しましては、事務処理の効率化のため、当市からお送りしている申告書右上の**所有者コード（7桁）**を記載してください。（納税通知書に記載しているお問合せ番号と同じ番号になります）

また、申告後、申告誤り等が判明して申告内容を修正される場合は、修正申告であることがわかるように、備考欄等にその旨を記載してください。

お問い合わせ・申告書の提出先

松阪市役所 資産税課 （本庁舎 2階）	〒515-8515 松阪市殿町1340番地1 電話番号：(0598) 53-4033、4036～4039
------------------------	--

書類の受け取りのみ

嬉野地域振興局 地域住民課	松阪市嬉野町1434番地
三雲地域振興局 地域住民課	松阪市曾原町872番地
飯南地域振興局 地域住民課	松阪市飯南町粥見3950番地
飯高地域振興局 地域住民課	松阪市飯高町宮前180番地

※申告の手引き、申告書及び種類別明細書は、松阪市のホームページからダウンロードできます。